

## 第45号 答 申

### 第1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った本件審査請求の対象となる処分は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

- 1 平成15年6月25日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成15年に〇〇中学校の教員（以下「本件教員」という。）が体罰を起こしたことにより懲戒処分（以下「本件懲戒処分」という。）を受けた事件（以下「本件事件」という。）について、実施機関が本件教員を処分するに当たり行った調査及びその判断に至るまでの話合いの記録並びに本件教員の反省文の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同年7月9日、実施機関は、本件公開請求に対して、調査の記録については、本件事件に係る事実確認書（以下「本件事実確認書」という。）を特定し、一部公開決定を行うとともに、判断に至るまでの話合いの記録及び本件教員の反省文については、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同月30日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が本件公開請求を行った理由は、本件教員が本件懲戒処分の原因となる行為を行った動機、当該行為の性質、態様、結果、影響及び当該行為の前後における本件教員の態度等を明らかにすることが、今後の教員とし

て体罰によらない指導を身に付けることになると考えられるからである。実施機関が、本件教員に対し本件懲戒処分を行うに当たり、その判断に至る話合いの記録等が存在しないということは、処分を行う際の手続に問題があるということになる。また、本件教員のこれまでの職務上の経験とともに、道義的責任についての見解等が校長あるいは実施機関に伝えられているはずであり、その内容は、公正な判断のために記録されて、処分における判断資料となっているはずである。審査請求人は、本件教員の本音が表れている報告書を求めているのである。

#### 第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件審査請求の理由に記載された内容は、審査請求人に対し既に一部公開を行っている本件事実確認書に記載されている。

また、実施機関が地方公務員法上の処分を行う場合には、まず、処分会議において、事実確認書の内容を検討した後に処分の程度等の方針を確認する。最終的には教育長がその処分内容が適切かどうかを判断した上で決裁を行っているので、処分会議自体は処分の決定機関ではない。したがって議事録等の作成は行われていない。さらに、本件教員の反省文も存在しない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 争点

審査請求人が本件公開請求において請求している行政文書は、実施機関が、本件懲戒処分を行うに当たり行った調査及びその判断に至るまでの話合いの記録並びに本件教員の反省文である。

そして、審査請求人は、これらの行政文書のうち、判断に至る話合いの記録及び教員の反省文（以下「本件審査請求の対象となる行政文書」という。）の請求に対して行われた本件処分について、審査請求を行っていることから、本件審査請求の対象となる行政文書の有無が争点となっている。

##### 2 本件事件の内容

本件事件は、本件教員が体罰により生徒に全治1ヶ月のけがを負わせたことにより、懲戒処分を受けた事件である。

##### 3 本件審査請求の対象となる行政文書の有無について

(1) 当審査会の調査によると、実施機関は、体罰の発生から処分を決定するまでの過程の中で、処分の程度等の方針を確認する場である処分会議にお

ける文書のみから本件審査請求の対象となる行政文書を検索し、本件処分を行ったことが判明した。

しかし、当審査会としては、実施機関は、体罰の発生から処分を決定するまでの過程におけるすべての文書の中から本件審査請求の対象となる行政文書を検索するべきであると判断した。

(2) そこで、当審査会は条例第25条第1項の規定により、実施機関に対し、体罰の発生から処分を決定するまでの過程において実施機関が作成・取得したすべての行政文書の提示を求め、調査を行ったが、本件審査請求の対象となる行政文書は存在しなかった。

4 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

| 年 月 日                     | 処 理 経 過                                                                           |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 平成15年 8 月20日              | 諮問書の受理                                                                            |
| 8 月21日                    | 実施機関に弁明意見書を提出するよう通知                                                               |
| 9 月16日                    | 実施機関の弁明意見書を受理                                                                     |
| 9 月22日                    | 審査請求人に弁明意見書の写しを送付<br>併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知 |
| 11月18日<br>(第41回審査会)       | 調査審議<br>実施機関の意見を聴取                                                                |
| 平成16年 1 月20日<br>(第42回審査会) | 調査審議                                                                              |
| 2 月17日<br>(第43回審査会)       | 調査審議<br>実施機関の意見を聴取                                                                |
| 3 月23日<br>(第44回審査会)       | 調査審議                                                                              |
| 6 月15日<br>(第45回審査会)       | 調査審議                                                                              |
| 7 月20日<br>(第46回審査会)       | 調査審議                                                                              |
| 12月 6日                    | 答申                                                                                |